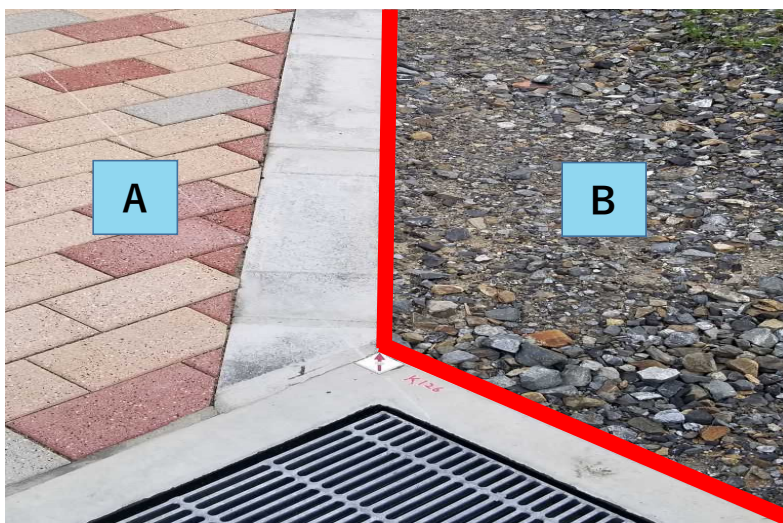


左図の場合、境界プレートが示しているように、赤枠で囲った左部分（境界ブロック）は、Aさんの所有となります。



左図の場合、境界プレートが示しているように、赤枠で囲った右部分が、Bさんの土地となり、左側（ブロック、排水溝等）は市の所有となります。

必ず現地で境界を確認し、お申込み下さい。